

加古川市保健衛生協議会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市保健衛生協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協議会が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金／交付／不交付／決定書（様式第2号）により、通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第5条 補助金の交付を受けた協議会の代表者は、当該年度終了後、速やかに補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収入支出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、市長が協議会の運営上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付できるものとする。

- 2 補助金の交付は、補助金請求書（様式第5号）の提出により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）

補助金等の種類	性質	団体運営費補助
	目的	地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的としている加古川市保健衛生協議会の健全な育成発展を図り、加古川市の保健衛生の向上に寄与するため
補助金等の範囲	対象となる者	加古川市保健衛生協議会
	対象となる経費	加古川市保健衛生協議会の運営に係る経費のうち、以下に掲げるもの ・旅費 ・事務用品費等の需用費 ・総会、役員会等の開催に要する役務費、使用料及び賃借料
補助金等の補助率又は額	補助率	定額
	補助金の額	補助金の額 1,000,000 円を上限とする